

# ダイオキシン類対策特別措置法届出のしおり

宮崎市 環境部 環境指導課 環境対策係

令和3年2月22日改訂

## 目次

第1章	ダイオキシン類対策特別措置法	
1	ダイオキシン類対策特別措置法の概要	2
2	定義	2
第2章	特定施設	
1	特定施設の種類	6
(1)	大気基準適用施設	6
(2)	水質基準対象施設	7
2	届出の方法	9
(1)	届出書の種類	9
(2)	届出書の作成要領	10
(3)	届出書の提出先	11
(4)	届出書提出後の注意	11
3	排出基準の遵守	
(1)	排出基準	12
(2)	廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理	13
(3)	設置者による自主測定	13
第3章	届出書等の記載例	
(1)	大気基準適用施設	16
(2)	水質基準対象施設	24
第4章	届出書等の様式集	33

# 第1章

## ダイオキシン類対策特別措置法

## 1 ダイオキシン類対策特別措置法の概要

この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

この法律における事業者（特定施設に係る者）の責務は次のとおりです。

### (1) 届出の義務

特定施設を設置又は設置しようとする者は、各種の届出をしなければなりません。

### (2) 排出の制限

特定施設に係る排出ガス又は排水について、排出基準を遵守しなければなりません。

### (3) 事故時の措置

特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧し、その事故の状況を市長に通報しなければなりません。

### (4) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理

廃棄物焼却炉（特定施設に限る。）の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分を行う場合には、基準以内となるように処理しなければなりません。

### (5) 測定及び報告の義務

特定施設の設置者は、毎年1回以上、排出ガス（(4)のばいじん等も含む。）又は排水について測定を行い、その結果を市長に報告しなければなりません。

## 2 定義

ダイオキシン類対策特別措置法で定義されている用語のうち、この「しおり」で使用しているものは、次のとおりです。

### (1) ダイオキシン類

「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいいます。

ア ポリ塩化ジベンゾフラン

イ ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン

ウ コプラナーポリ塩化ビフェニル

(2) 特定施設

「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもので、大気基準適用施設と水質基準対象施設があります。

ア 大気基準適用施設

「大気基準適用施設」とは、ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設で政令で定めるものをいいます。具体的には表 1 (P6) に示す施設です。

イ 水質基準対象施設

「水質基準対象施設」とは、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいいます。具体的には表 2 (P7～P8) に示す施設です。

(3) 特定事業場

「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいいます。

(4) 排出ガス

「排出ガス」とは、特定施設から大気中に排出される排出物をいいます。

(5) 排水

「排水」とは、特定事業場から公共用水域に排出される水をいいます。

(6) 大気排出基準

「大気排出基準」とは、排出ガスに含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度をいいます。基準については表 6 (P12) に記載してあります。

(7) 水質排出基準

「水質排出基準」とは、排水に含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度をいいます。基準については表 7 (P12) に記載してあります。



## 第2章

### 特定施設

1 特定施設の種類

(1) 大気基準適用施設

表1 大気基準適用施設一覧表（施行令別表第1）

号番号	特定施設の種類
1号	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であつて、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2号	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であつて、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3号	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結鉱、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であつて、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4号	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であつて、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの
5号	廃棄物焼却炉であつて火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの



(2) 水質基準対象施設

表2 水質基準対象施設一覧表（施行令別表第2）

号番号	特定施設の種類の種類
1号	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2号	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 [H14. 8. 15 追加施行]
3号	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 [H13. 12. 1 追加施行]
4号	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 [H14. 8. 15 追加施行]
5号	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設 [H17. 9. 1 追加施行]
6号	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7号	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H13. 12. 1 追加施行] イ 硫酸濃縮装置 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8号	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H13. 12. 1 追加施行] イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9号	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H16. 1. 1 追加施行] イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10号	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H16. 1. 1 追加施行] イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11号	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b : 3'・2' -m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H14. 8. 15 追加施行] イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設

号番号	特定施設の種類
12号	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13号	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H14.8.15 追加施行] イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14号	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H17.9.1 追加施行] イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15号	表1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条12号の2及び第13号に掲げる施設 （12号の2）廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 （13号）ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
17号	フロン類（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H17.9.1 追加施行] イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18号	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19号	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

## 2 届出の方法

### (1) 届出書の種類

特定施設を設置しようとする者は、表3の届出をしなければなりません。それぞれ届出の期限がありますので厳守してください。

また、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は罰せられることもありますので注意してください。

表3 特定施設の届出一覧表

届出書の種類	届出を必要とする場合	届出の時期	法律条文
特定施設設置 (使用、変更) 届出書 【様式第1】	(設置届) 特定施設を設置しようとする場合	設置の60日前までに届出	第12条 第1項
	(使用届) 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置(工事中を含む。)している場合(新たに規制の対象になった場合)	特定施設となった日から30日以内に届出	第13条 第1項
	(変更届) 設置(使用)届出を行った者が、特定施設の構造、使用の方法、処理の方法を変更しようとする場合	変更の60日前までに届出	第14条 第1項
氏名等変更 届出書 【様式第3】	設置(使用)届出を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合	変更した日から30日以内に届出	第18条
特定施設使用 廃止届出書 【様式第4】	設置(使用)届出がなされた特定施設の使用を廃止した場合	使用を廃止した日から30日以内に届出	第18条
承継届出書 【様式第5】	設置(使用)届出を行った者から、その届出に係る特定施設を譲り受け、借り受け、相続又は合併によって、その地位を承継した場合	承継があった日から30日以内に届出	第19条 第3項
ダイキシル類測定結果報告書 【様式第6】	設置(使用)届出を行った者が、ダイキシル類による汚染の状況について測定を行い、その結果を報告する場合		第28条 第3項

備考1 届出書の用紙は、宮崎市のホームページ (<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>) にあります。

2 第4章の届出書等の様式集(P33~P49)をコピーして使用することもできます。

(2) 届出書の作成要領

ア 特定施設設置（使用、変更）届出書（【様式第1】）

届出書は次のように2部作成して下さい。大きさはA4とします。

（図面等もA4の大きさに折り曲げてください。）

必要書類については表4のとおりです。

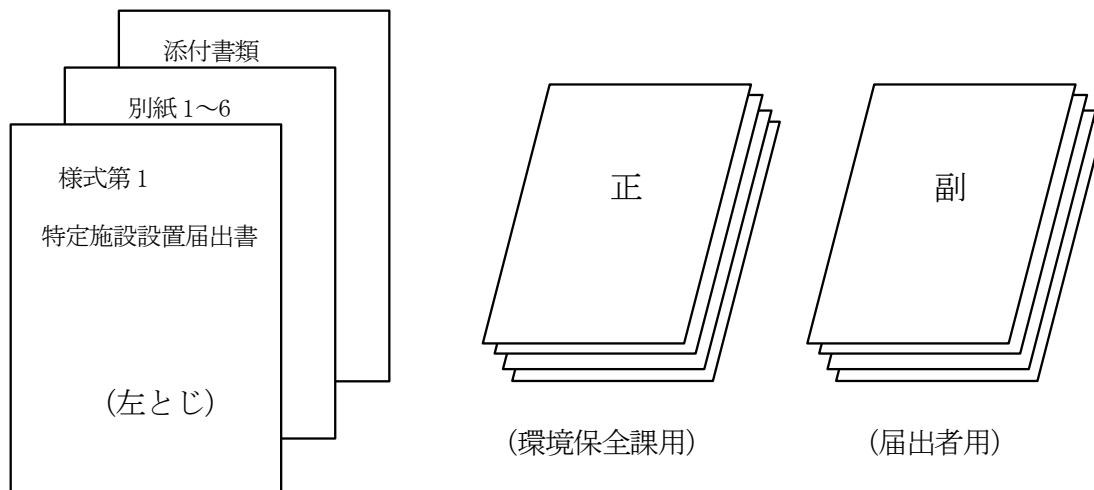


表4 特定施設設置（使用、変更）届出一覧表

必要書類	大気基準 適用施設	水質基準 対象施設	内容	
様式第1	○	○		
別紙1	○		特定施設の構造	
別紙2	○		特定施設の使用の方法	
別紙3	○		発生ガスの処理の方法	
別紙4		○	特定施設の構造	
別紙5		○	特定施設の使用の方法	
別紙6		○	汚水等の処理の方法	
添付書類	周辺の見取図	○	○	5万分の1の地図に工場・事業場を赤で示す
	配置図	○	○	工場・事業場内の特定施設及び処理施設の配置場所を赤で示す
	委任状	△	△	代表権のない者が届出者となる場合に必要
	工事実施期限の期間短縮願	△	△	届出が受理されてから60日以内に工事に着手したい場合に提出

備考1 ○印は必ず必要な書類で、△印は内容によって必要な書類です。

イ その他の届出書（【様式第3】～【様式第5】）

表3（P9）に示された様式により、2部作成して下さい。なお、この場合も代表権のない者が届出者となる場合は、委任状を添付して下さい（すでに提出されているものを除く。）。

（3）届出書の提出先

前記（2）の書類に不備がないか確認の上、2部とも環境保全課まで提出して下さい。

表5 届出書提出先及び問い合わせ先

提出先	宮崎市役所環境部環境保全課水質保全係 " " 廃棄物対策課審査係（廃棄物焼却炉に関すること）
住 所	〒880-8505 宮崎市橋通西 1-1-1
電 話	(代表)0985-25-2111(内線 3367、3368) (直通)0985-21-1761

（4）届出提出後の注意

提出された届出書のうち1部は受付印を押してお返ししますので、施設が廃止になるまで、控えとして大切に保存しておいてください。

なお、特定施設設置（使用、変更）届出書を提出された場合は、次のことにも注意してください。

ア 受理書

特定施設の設置届及び構造等の変更届については、内容に不備がなく、本市において受理したときに受理書を交付します。

イ 着工の制限期間

特定施設の設置または構造等の変更をする場合は、届出が受理された日から60日間は工事に着手することができません。

ただし、この期間内に工事に着手したい場合は別に「工事期間制限の期間短縮願」を提出してください。内容が相当と認められるときは、実施の制限期間を短縮される旨通知します。

ウ 計画変更命令

本市では、届出の内容について審査し、排出濃度が排出基準に適合しないと認めるときは計画の変更（計画の廃止を含む。）を届出者に命ずることがあります。

### 3 排出基準の遵守

#### (1) 排出基準

特定施設の設置者は、表 6、7 の排出基準が設定されています。この排出基準に適合しない排出ガス又は排水を排出する恐れがある場合は、改善命令等（処理の方法の改善、一時停止）や罰則を受けることがあります。

#### ア 大気基準適用施設

表 6 大気基準適用施設の排出基準

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

表 1 の号番号	施設規模 (焼却能力)	新設施設	既存施設
1 号	—	0.1	1
2 号	—	0.5	5
3 号	—	1	10
4 号	—	1	5
5 号	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h～4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10

備考 1 既存施設とは、平成 12 年 1 月 15 日現在、既にある特定施設（設置工事をしているものを含む。）をいいます。

備考 2 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積 2m<sup>2</sup> 以上又は能力 200kg/h 以上）及び第 2 号に掲げる電気炉のうち、平成 9 年 12 月 1 日現在、既にある特定施設については、新設施設の排出基準が適用されます。

#### イ 水質基準対象施設

表 7 水質基準対象施設の排出基準

(単位：pg-TEQ/L)

表 2 の 1 号から 19 号	10
---------------------	----

備考 1 廃棄物の最終処分場の放流水に係る基準は、廃掃法に基づく維持管理基準を定める命令により 10pg-TEQ/L。

(2) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理

廃棄物焼却炉である特定施設から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を処分（再生を含む。）する場合は、ダイオキシン類の量が 3ng/g 以内になるように処理しなければなりません。

(3) 設置者による自主測定

特定施設の設置者は、大気基準適用施設は排出ガス、水質基準対象施設は排出水を測定し、その結果を様式第 6（P44～P45）に記入し、宮崎市長（環境保全課）に報告しなければなりません。

なお、市では、報告を受けた後、法に基づき測定結果の公表を行います。

測定の結果、排出基準に適合しない排出ガス、又は排出水を排出していた場合は、直ちに、施設や管理の改善を行ってください。排出基準に適合しない排出ガス、又は排出水を排出する（排出するおそれのある場合を含む。）と行政処分や罰則を受けることがあります。

なお、法で定められている排出ガス、又は排出水等の測定回数を表 8 に示します。

表 8 自主測定回数

特定施設	測定項目	測定回数
大気基準適用施設	排出ガス中のダイオキシン類	年 1 回以上
	ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類	
水質基準対象施設	排出水中のダイオキシン類	





## 第3章

### 届出書等の記載例

(1) 大気基準適用施設  
様式第1 (第4条関係)

① 特定施設設置~~(使用、変更)~~届出書

② 令和2年4月1日

宮 崎 市 長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

宮崎市橋通西1丁目1番1号

③届出者 宮崎株式会社  
代表取締役 宮崎太郎

印

④ ~~ダイオキシン類対策特別措置法第13条第1項又は第2項、第14条第1項~~の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	⑤宮崎株式会社 宮崎工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	⑥宮崎市田園町123番地	※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	⑦5号 廃棄物焼却炉	※ 施設番号	
△特定施設の構造	大気基準適用施設にあっては別紙1、水質基準対象施設にあっては別紙4のとおり。	※ 審査結果	
△特定施設の使用の方法	大気基準適用施設にあっては別紙2、水質基準対象施設にあっては別紙5のとおり。	※ 備 考	
△発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法	大気基準適用施設にあっては別紙3、水質基準対象施設にあっては別紙6のとおり。		

- 備考1 特定施設の種類の欄には、大気基準適用施設にあってはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1、水質基準対象施設にあっては同令別表第2に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 6 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

- ①不用部を抹消してください。
- ②届出書を提出する日を記入してください。
- ③届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を記入し、押印してください。
- なお、法人の場合は、代表者印（登記印）を押印してください。
- 代表権を有しない者を届出者とする場合には、代表者から届出者への委任状を添付してください。
- 例：工場長を届出者とする場合。
- ④不用部を抹消してください。
- ⑤特定施設を設置（使用、変更）しようとする工場又は事業場の名称を記入してください。
- 特に2つ以上の工場又は事業場を有する法人（個人）の場合は、〇〇工場、〇〇支店等詳しく記入してください。
- ⑥上記⑤の工場又は事業場の所在地を記入してください。
- ⑦表1（P6）を参考にして号番号及び名称を記入してください。

## 別紙 1

## 特定施設（大気基準適用施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	⑧1号炉	
特定施設番号及び名称	⑨5号 廃棄物焼却炉	
型 式	⑩全連続燃焼式焼却炉 宮崎株式会社製AB-1型	
施設の設置場所	⑪宮崎市田園町123番地	
設 置 年 月 日	⑫平成15年6月1日	
工事着手予定年月日	⑬令和2年6月1日	
工事完成予定年月日	⑭令和2年7月31日	
使用開始予定年月日	⑮令和2年8月1日	
規	原料の処理能力 (t/h)	⑯
	変圧器の定格容量(KVA)	⑰
模	炉 の 容 量 ( t )	⑱
	焼却能力 (kg/h)	⑲100kg/h
	火床面積 ( m <sup>2</sup> )	⑳5m <sup>2</sup>
その他参考となるべき事項	㉑	

備考1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 規模の欄には、令別表第1に掲げる施設に係る項目について記載すること。

3 特定施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付のこと。

- ⑧工場又は事業場で設置する特定施設の施設番号若しくは施設名称を記入して下さい。
- ⑨様式第1の⑦（P16）と同じものを記入してください。
- ⑩1 特定施設のメーカー名、型式等を記入してください。
- ⑪特定施設を設置する所在地を記入してください。
- ⑫～⑮について（前頁の備考1）
- 設置届出の場合には、⑬⑭⑮に記入してください。
- 使用届出の場合には、⑫に設置工事に着手した日を記入してください。
- 変更届出の場合には、⑫⑬⑭⑮に記入してください（⑫に設置工事に着手した日を記入してください。）
- ⑯～⑳について（前頁の備考2）
- 表1（P6）に規定する規模の項目について記入してください。
- ㉑参考となる事項について記入してください。

## 別紙2

## 特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場 における施設番号	㉒1号炉		
使用状況	1日当たりの使用 時間及び月使用 日数等	㉓0時～24時  30日/月	
	季節変動	㉔なし	
原料及び燃料 (ダイオキシ ン類の発生に 影響のあるも のに限る。)	種類	㉕木くず、紙くず	
	使用割合	㉖木くず 50% 紙くず 50%	
	原料又は燃料中 の塩素分の成分 割合 (%)	㉗10%	
	1日の使用量	㉘木くず 1200kg 紙くず 1200kg	
排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	㉙最大580 通常374		
排出ガス温度 (℃)	㉚350		
排出ガス中の酸素濃度 (%)	㉛10		
排出ガス中のダイオキシ ン類の濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	㉜最大2.0 通常1.0		
その他参考となるべき事項	㉝		

備考1 廃棄物焼却炉にあつては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。

- 2 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシンの濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ダイオキシンの濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 その他参考となるべき事項の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載のこと。

②別紙1の⑧(P18)と同じものを記入してください。

②③、②④について

特定施設の使用状況を記入してください。

②⑤～②⑧について

ダイオキシン類の発生に影響がある場合に記入してください。

廃棄物焼却炉の場合は、廃棄物の種類及び使用量について記入してください。

②⑨～②⑫について(前頁の備考1、2)

未測定の場合は、メーカーに問い合わせ保証値等を記入してください。

②⑬排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設については、一工程中の排出ガス量の変動の状況を記入してください(前頁の備考3)。

## 別紙3

## 発生ガスの処理の方法

工場又は事業場における施設番号	⑳電気集じん装置1号機	
名称及び型式	㉑電気集じん装置 宮崎株式会社製CD-1型	
発生ガスの処理の内容	㉒別添資料参照	
処理の系統	㉓別添資料参照	
施設の設置場所	㉔宮崎市田園町123番地	
設置年月日	㉕平成15年6月1日	
工事着手予定年月日	㉖令和2年6月1日	
工事完成予定年月日	㉗令和2年7月31日	
使用開始予定年月日	㉘令和2年8月1日	
その他参考となるべき事項	㉙	

備考1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。



③④工場又は事業場で設置する処理施設の施設番号若しくは施設名称を記入して下さい。

③⑤処理施設のメーカー名、型式等を記入してください。

③⑥、③⑦について（前頁の備考2）

記入できない場合は、発生ガスの処理の内容、系統等を記入した図面を添付してください。

③⑧処理施設を設置する所在地を記入してください。

③⑨～④②について（前頁の備考1）

設置届出の場合には、④⑩④⑪④⑫に記入してください。

使用届出の場合には、③⑨に設置工事に着手した日を記入してください。

変更届出の場合には、③⑨④⑩④⑪④⑫に記入してください（③⑨に設置工事に着手した日を記入してください。）。

④⑬参考となる事項について記入してください。

(2) 水質基準対象施設  
様式第1 (第4条関係)

① 特定施設設置~~(使用、変更)~~届出書

②令和2年4月1日

宮 崎 市 長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

宮崎市橋通西1丁目1番1号

③届出者 宮崎株式会社 印  
代表取締役 宮崎太郎

④ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項(第9条第1項又は第2項、第14条第1項)の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	⑤宮崎株式会社 宮崎工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	⑥宮崎市田園町123番地	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	⑦11号 灰の貯留施設	※施設番号	
△特定施設の構造	大気基準適用施設にあっては別紙1、水質基準対象施設にあっては別紙4のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	大気基準適用施設にあっては別紙2、水質基準対象施設にあっては別紙5のとおり。	※備考	
△発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法	大気基準適用施設にあっては別紙3、水質基準対象施設にあっては別紙6のとおり。		

- 備考1 特定施設の種類の欄には、大気基準適用施設にあってはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1、水質基準対象施設にあっては同令別表第2に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 6 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

- ①不用部を抹消してください。
- ②届出書を提出する日を記入してください。
- ③届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を記入し、押印してください。
- なお、法人の場合は、代表者印（登記印）を押印してください。
- 代表権を有しない者を届出者とする場合には、代表者から届出者への委任状を添付してください。
- 例：工場長を届出者とする場合。
- ④不用部を抹消してください。
- ⑤特定施設を設置（使用、変更）しようとする工場又は事業場の名称を記入してください。
- 特に2つ以上の工場又は事業場を有する法人（個人）の場合は、〇〇工場、〇〇支店等詳しく記入してください。
- ⑥上記⑤の工場又は事業場の所在地を記入してください。
- ⑦表2（P7～P8）を参考にして号番号及び名称を記入してください。

## 別紙 4

## 特定施設（水質基準対象施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	⑧貯留施設A	
特定施設番号及び名称	⑨11号 灰の貯留施設	
型 式	⑩宮崎株式会社製AB型	
構 造	⑪RC構造、防水構造	
主 要 寸 法	⑫幅4m×奥行20m ×深さ5m	
能 力	⑬400m <sup>3</sup>	
配 置	⑭別添資料	
設 置 年 月 日	⑮平成15年6月1日	
工事着手予定年月日	⑯令和2年6月1日	
工事完成予定年月日	⑰令和2年7月31日	
使用開始予定年月日	⑱令和2年8月1日	
その他参考となるべき事項	⑲	

備考1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

- 2 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

- ⑧工場又は事業場で設置する特定施設の施設番号若しくは施設名称を記入して下さい。
- ⑨様式第1の⑦（P24）と同じものを記入してください。
- ⑩特定施設のメーカー名、型式等を記入してください。
- ⑪特定施設の構造を記入してください。
- ⑫特定施設の寸法を記入してください。
- ⑬特定施設の能力を記入してください。
- ⑭特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載してください（前頁の備考1）。
- ⑮～⑱について（前頁の備考2）
- 設置届出の場合には、⑯⑰⑱に記入してください。
- 使用届出の場合には、⑮に設置工事に着手した日を記入してください。
- 変更届出の場合には、⑮⑯⑰⑱に記入してください（⑮に設置工事に着手した日を記入してください。）
- ⑲参考となる事項について記入してください。

## 別紙5

## 特定施設（水質基準対象施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	⑳貯留施設A			
設置場所	㉑宮崎市田園町123番地			
操業の系統	㉒別添資料			
使用時間間隔	㉓0時～24時			
1日当たりの使用時間	㉔24時間			
使用の季節的変動	㉕なし			
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	㉖焼却灰300t			
汚水又は廃液の汚染状態	通常	最大	通常	最大
	㉗10pg-TEQ/L	50pg-TEQ/L		
汚水等の量（m <sup>3</sup> /日）	通常	最大	通常	最大
	㉘10	20		
その他の参考となるべき事項	㉙			

- ⑳別紙4の⑧（P26）と同じものを記入してください。
- ㉑特定施設の設置場所を記入してください。
- ㉒操業系統を記載してください。
- ㉓特定施設の平均的な使用時間間隔を記入してください。
- ㉔特定施設を使用する1日当たりの平均的な時間を記入してください。
- ㉕特定施設の使用時間に季節的な変動がある場合は記入してください。
- ㉖特定施設を含む作業工程で使用する原材料の名称、使用方法、1日当たりの平均的な使用量を記入してください。
- ㉗排水処理前のダイオキシン類の水質を記入してください。  
未測定の場合は、メーカーに問い合わせる保証値等を記入してください。
- ㉘通常の使用時における特定施設の日間平均及び最大の汚水量を記入してください。季節的な操業を行う業種については、操業期間中についての水量を記入してください。
- ㉙原材料の商品名や特定施設の付帯設備等参考となることを記入してください。

## 汚水等の処理の方法

工事又は事業場における施設番号	③⑩排水処理施設A								
処理施設の設置場所	③⑪宮崎市田園町123番地								
設置年月日	③⑫平成15年6月1日								
工事着手予定年月日	③⑬令和2年6月1日								
工事完成予定年月日	③⑭令和2年7月31日								
使用開始予定年月日	③⑮令和2年8月1日								
種類及び型式	③⑯排水処理装置 宮崎株式会社製CD型								
構造	③⑰RC構造								
主要寸法	③⑱幅2m×奥行2m×深さ5m								
能力	③⑲20m <sup>3</sup>								
処理の方式	④⑩凝集沈殿法								
処理の系統	④⑪別添資料								
集水及び導水の 方法	④⑫別添資料								
使用時間間隔	④⑬0時～24時								
1日当たりの 使用時間	④⑭24時間								
使用の季節変動	④⑮なし								
消耗資材の 1日当たりの 用途別使用量	④⑯硫酸バンド ○kg/日 苛性ソーダ ○kg/日								
汚水等の汚染 状態及び量	④⑰	通常	最大		通常		最大		
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
		10	1	50	5				
	④⑱量(m <sup>3</sup> /日)	10	10	20	20				
残さの種類、1月間の 種類別生成量 及び処理方法	④⑲余剰汚泥○○kg/月 産廃業者に処分委託								
排出水の排出方法	⑤⑩別添資料								
その他の参考と なるべき事項	⑤⑪								

備考1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。



- ③⑩工場又は事業場で設置する処理施設の施設番号を記入して下さい。
- ③⑪処理施設を設置する所在地を記入してください。
- ③⑫～③⑮について（前頁の備考1）
- 設置届出の場合には、③⑫③⑬③⑭に記入してください。
- 使用届出の場合には、③⑫に設置工事に着手した日を記入してください。
- 変更届出の場合には、③⑫③⑬③⑭③⑮に記入してください（③⑫に設置工事に着手した日を記入してください。）。
- ③⑯処理施設のメーカー名、型式等を記入してください。
- ③⑰処理施設の材質等を記入してください。
- ③⑱処理施設の外寸、容積等を記入してください。
- ③⑲1日当たりの最大処理水量を記入してください。
- ③⑳活性汚泥法、凝集沈殿法等、処理方法を具体的に記入してください。
- ④①、④②について
- 記入できない場合は、処理の内容、系統等を記入した図面を添付してください。
- ④③処理施設の平均的な使用時間間隔を記入してください。
- ④④処理施設を使用する1日当たりの平均的な時間を記入してください。
- ④⑤処理施設の使用時間に季節的な変動がある場合は記入してください。
- ④⑥処理施設で使用する消耗資材（中和材、凝集材）の品名、用途及び1日当たりの平均的な使用量を記入してください。
- ④⑦排水処理前と処理後のダイオキシン類の水質を記入してください（単位：pg-TEQ/L）。
- ④⑧処理施設で処理する通常及び最大の汚水量を記入してください。
- ④⑨余剰汚泥等汚水処理によって生ずる残さの種類及び生成量を記入してください。
- ④⑩排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載してください（前頁の備考2）。
- ④⑪参考となる事項について記入してください。



## 第4章

### 届出書等の様式集

様式第1（第4条関係）

特定施設設置（使用、変更）届出書

令和 年 月 日

宮 崎 市 長 殿

（ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ）

届出者 印

ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項(第13条第1項又は第2項、第14条第1項)の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※ 施設番号	
△ 特定施設の構造	大気基準適用施設にあっては別紙1、水質基準対象施設にあっては別紙4のとおり。	※ 審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	大気基準適用施設にあっては別紙2、水質基準対象施設にあっては別紙5のとおり。	※ 備 考	
△ 発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法	大気基準適用施設にあっては別紙3、水質基準対象施設にあっては別紙6のとおり。		

- 備考1 特定施設の種類の欄には、大気基準適用施設にあってはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1、水質基準対象施設にあっては同令別表第2に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
  - 6 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

## 別紙 1

## 特定施設（大気基準適用施設）の構造

工場又は事業場における施設番号			
特定施設番号及び名称			
型 式			
施設の設置場所			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規 模	原料の処理能力 (t/h)		
	変圧器の定格容量(KVA)		
	炉 の 容 量 ( t )		
	焼却能力 (kg/h)		
	火床面積 ( m <sup>2</sup> )		
その他参考となるべき事項			

備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 規模の欄には、令別表第 1 に掲げる施設に係る項目について記載すること。

3 特定施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付のこと。

別紙2

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場 における施設番号			
使用状況	1日当たりの使用 時間及び月使用 日数等		
	季節変動		
原料及び燃料 (ダイオキシ ン類の発生に 影響のあるも のに限る。)	種類		
	使用割合		
	原料又は燃料中 の塩素分の成分 割合 (%)		
	1日の使用量		
排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)		最大 通常	最大 通常
排出ガス温度 (°C)			
排出ガス中の酸素濃度 (%)			
排出ガス中のダイオキシ ン類の濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		最大 通常	最大 通常
その他参考となるべき事項			

- 備考1 廃棄物焼却炉にあつては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。
- 2 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシンの濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ダイオキシンの濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 「その他参考となるべき事項」の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載のこと。

## 別紙3

## 発生ガスの処理の方法

工場又は事業場における施設番号		
名称及び型式		
発生ガスの処理の内容		
処理の系統		
施設の設置場所		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

## 別紙4

## 特定施設（水質基準対象施設）の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

- 2 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。



## 別紙5

## 特定施設（水質基準対象施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号				
設置場所				
操業の系統				
使用時間間隔				
1日当たりの使用時間				
使用の季節的変動				
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量				
汚水又は廃液の汚染状態	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 ( $m^3$ / 日)	通常	最大	通常	最大
その他の参考となるべき事項				

## 別紙6

## 汚水等の処理の方法

工事又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の 方法									
使用時間間隔									
1日当たりの 使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の 1日当たりの 用途別使用量									
汚水等の 汚染 状態及 び量		通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量(m <sup>3</sup> /日)								
残さの種類、1月間の 種類別生成量 及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他の参考と なるべき事項									

- 備考1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

様式第3(第6条関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

宮崎市長 殿

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名〕

届出者

印

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日	年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

様式第4（第6条関係）

特 定 施 設 使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名〕

届出者

印

特定施設の使用を廃止したので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※ 施設番号	
特定施設の設置場所		※ 備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第5（第7条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名〕

届出者

印

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号		
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日	
特定施設の種 類		※施設番号		
特定施設の設置場所		※備 考		
承 継 の 年 月 日				年 月 日
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承 継 の 原 因				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名〕

報告者

印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日 及び時刻 (開始時刻～ 終了時刻)	排 出 ガス量 ( $m^3N$ / 日)	排出ガス 中の酸素 濃度(%)	測定箇所	特定施設の 名称及び使 用状況	分析年月日	測定結果 ( $ng-TEQ/m^3N$ )	試料採 取者	分析者	備考

表2 排水水

採取年月日 及び時刻	測 定 場 所		特定施設の名称 及び使用状況	分析年月日	測定結果 ( $pg-TEQ/L$ )	採水者	分析者	備考
	名称	排 水 量 ( $m^3$ /日)						

表3 ばいじん等

採取年月日 及び時刻	試料の種類	採取箇所	特定施設の名称 及び使用状況	分析年月日	測定結果 ( $ng-TEQ/g$ )	試 料 採 取者	分析者	備考

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。  
 3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。  
 4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。  
 5 排出ガスにあっては表1、排水水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。  
 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。  
 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。  
 8 表3の試料の種類として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。  
 9 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

## 規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8—TeCDF				0.1
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF				0.03
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF				0.3
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF				0.1
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF				0.1
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF				0.1
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF				0.1
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF				0.01
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF				0.01
	OCDF				0.0003
	Total PCDFs	—	—	—	—
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	2, 3, 7, 8—TeCDD				1
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD				1
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD				0.1
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD				0.1
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD				0.1
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD				0.01
	OCDD				0.0003
	Total PCDDs	—	—	—	—
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—	—
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5—TeCB (#81)				0.0003
	3, 3', 4, 4' —TeCB (#77)				0.0001
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB (#126)				0.1
	3, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#169)				0.03
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB (#123)				0.00003
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB (#118)				0.00003
	2, 3, 3', 4, 4' —PeCB (#105)				0.00003
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB (#114)				0.00003
	2, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#167)				0.00003
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB (#156)				0.00003
	2, 3, 3', 4, 4', 5' —HxCB (#157)				0.00003
2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' —HpCB (#189)				0.00003	
Total コプラナーPCB	—	—	—	—	
Total ダイオキシン類	—	—	—	—	
備考					

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$  (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}_0$ )、排出水の測定結果を記入する場合には、単位を $\text{pg}/\text{L}$  (毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}_0$ )とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{g}$  (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}_0$ )とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本産業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

## 規則第 3 条第 2 項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備 考

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}_0$ ）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、 $\text{ng}/\text{g}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}_0$ ）とする。
- 2 測定方法の項においては、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
- 3 実測濃度の項においては、2 の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
- 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
- 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。
- 7 用語の定義は、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。



様式第7（第10条関係）

フレキシブルディスク提出書

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

〔氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあってはその代表者の氏名〕

届出者(報告者)

印

ダイオキシン類対策特別措置法第 条第 項の規定による届出(報告)に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本提出書に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. フレキシブルディスクに記録された事項

2. フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考1 「ダイオキシン類対策特別措置法第 条第 項」については、当該届出又は報告の根拠条項を記載すること。

2 フレキシブルディスクに記録された事項の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3 フレキシブルディスクと併せて提出される書類の欄には、当該届出又は報告の際に本提出書に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

## 委 任 状

私は、を代理人として、次の権  
限を委任します。

特定工場における公害防止組織の整備に  
関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防  
止法、ダイオキシン類対策特別措置法、宮  
崎県公害防止条例及び宮崎市公害防止条例  
の規定に基づく諸届出に関する一切の権限

年 月 日

本社所在地  
名称  
代表者氏名

工事実施制限の期間短縮願

令和 年 月 日

宮 崎 市 長 殿

〔 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 〕

届出者

印

ダイオキシン類対策特別措置法第 17 条第 2 項に基づき、工事実施制限の期間を下記により短縮くださるようお願いします。

工場又は事業場の 名 称		※整理番号	
工事又は事業場の 所 在 地		※受理番号	
特定施設の種別		※施設番号	
届出工事着手 予定年月日	年 月 日	工事着手希望 年 月 日	年 月 日
届出工事完成 予定年月日	年 月 日	短縮後工事完成 予定年月日	年 月 日
届出使用開始 予定年月日	年 月 日	使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
期間短縮を必要とする理由			

記載責任者		所属		電話	
-------	--	----	--	----	--

\* 欄は記入しないこと。

* 判定 適・否	理由
-------------	----